最終更新日：2017年7月10日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水　希茂
問合せ先：コンプライアンス推進部門（会社法務グループ）　ＴＥＬ：082-544-2727
証券コード：9504
http://www.energia.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは，事業基盤である中国地域における電気事業を中核として，総合エネルギー供給事業，情報通信事業，環境調和創生事業，ビジネス・生活支援事業を戦略的事業領域と定め，トータルソリューション事業を展開している。
小売全面自由化をはじめとした電力システム改革の進展など，経営環境が大きく変化していくことが見込まれる中，中国地域のお客さまに引き続き選択していただけるよう，電気料金メニューやサービスの充実に取り組むことに加え，中国地域外や海外を含む新たな成長事業の育成・拡大に取り組むことにより，「地域で選ばれ，地域をこえて成長する企業グループ」を目指している。
当社グループとして，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会，取引先などのステークホルダーの信頼を確立し，こうした目指すべき姿を実現していくためには，経営の透明性・公正性を維持・向上しつつ，経営環境の変化に対する迅速・果断な意思決定を行うことができる体制を構築することが重要であり，以下のとおりコーポレートガバナンスに関する基本方針を定め，その充実・強化に取り組む。

〔基本方針〕
(1) 株主の権利・平等性の確保
当社は，株主のみなさまの権利が確保されるよう適切に対応するとともに，株主のみなさまがその権利を適切に行使できる環境整備を進める。
(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社グループの基本的な使命は，事業を通じて，社会の一員としての責務を果たし，社会の持続的な発展に貢献していくことであり，その基盤は様々なステークホルダーからの信頼であるとの認識のもと，ステークホルダーとの適切な協働に取り組む。
(3) 適切な情報開示と透明性の確保
当社は，財務情報のみならず，経営戦略・経営課題，リスクやガバナンスなどの非財務情報についても，適時・的確に開示し，経営の透明性を図る。
(4) 取締役会の責務
取締役会は，株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ，当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け，社外取締役による外部の視点を取り入れながら，経営戦略の策定・実行，内部統制システムの整備・運用等による経営の監督および適切なリスク管理をしていくことで，その役割・責務を適切に果たす。
(5) 株主との対話
当社は，株主・投資家のみなさまを企業価値向上を目指して事業展開を図る上での重要なパートナーと考えており，当社を取り巻く経営環境や財務の状況，将来に向けた経営戦略等に関する情報を，適時・的確に提供するとともに，双方向のコミュニケーションの充実を図る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は，コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４ 政策保有株式の保有方針，議決権行使基準】
○政策保有株式の保有方針
・当社の財務状況等を勘案したうえで，当社事業運営の円滑化や地域発展への貢献など，当社およびグループ会社の中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合にのみ，政策保有株式として保有する。
また，保有する株式について，定期的・継続的に保有の意義を検証する。
○政策保有株式の議決権行使基準
・議決権の行使にあたっては，保有先との関係維持・強化を前提に，株主価値向上やガバナンス体制の観点からも個別に議案の内容を精査し，賛否を判断する。

【原則１－７ 役員・主要株主等との取引の承認手続】
・取締役および取締役が代表者を務める企業・団体との取引については，すべての取引の計画について法務部門が事前に審査を行い，取締役と会社の利益が相反する取引については，社内規程等に基づき，取締役会の決議を受けるとともに，実施結果を取締役会に報告することとしている。
・その他の関連当事者間の取引については，社内規程等において，取引の内容や金額などの経営に与える影響に応じた決定権限者や手続を定めている。また，取締役会に付議するものについては，法務部門が事前に利益相反を防止する観点も含め審査を行ったうえで決定を受けており，その結果も適宜報告することとしている。

【原則３－１ 情報開示の充実】
(1) 経営理念・経営計画等
・「企業理念」，「中国電力グループ経営ビジョン」を当社ホームページにおいて公表している。
(http://www.energia.co.jp/corp/company/concept.html)
(http://www.energia.co.jp/ir/irkeiei/groupvision.html)
・毎年，「経営計画の概要」を当社ホームページにおいて公表している。
(http://www.energia.co.jp/ir/irkeiei/gaiyou.html)
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載している。
(3) 取締役会が経営陣幹部･取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書の「2．1．機関構成･組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係]」に記載している。
(4) 経営陣幹部の選任や取締役候補者の指名に関する方針･手続
本報告書の「2．2．業務執行，監査･監督，指名，報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)」に記載している。
(5) 経営陣幹部の選任，取締役の指名に関する個々の説明
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の選任理由については，当社の第93回定時株主総会招集ご通知 (40ページから45ページ) に，監査等委員である取締役の選任理由については，第92回定時株主総会招集ご通知 (52ページから55ページ) に記載のとおりである。
(http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html)

[原則4－1－1 取締役会から経営陣への委任範囲の概要]
･取締役会は，法令および定款に定められた事項のほか，経営の基本方針･計画，株主総会に関する事項，取締役，執行役員および重要人事に関する事項，株式および社債に関する事項，会社の計算に関する事項，その他重要な業務執行に関する決定ならびに取締役の職務の執行を監督することとしている。
･取締役会において決定された経営の基本方針･計画に基づく個別の業務執行の決定は，代表取締役社長執行役員をはじめとする業務執行者に委任している。
･なお，監査等委員会設置会社への移行に伴い，迅速･果断な意思決定を可能とするため，代表取締役社長執行役員への委任範囲を拡大しており，その基準は取締役会規程等において定めている。

[原則4－9 社外取締役の独立性判断基準]
本報告書の「2．1．機関構成･組織運営等に係る事項 [独立役員関係]」に記載している。

[原則4－11－1 取締役会構成員の知識･経験･能力のバランス，多様性，規模に関する考え方]
･取締役会における審議の活性化，実効性の高い監督，その時々の当社の経営環境，事業の状況等および各人の人物，能力，識見，業績等のバランスを総合的に勘案し，取締役会の規模および構成を決定する。
･取締役会の監督機能の強化および社外の知見の反映のため，複数名の社外取締役をおく。
･取締役会のうち，3名以上は監査等委員である取締役とする。また，監査機能の維持の観点から常勤者をおく。

[原則4－11－2 役員の兼任状況]
取締役の兼任状況については，当社の第93回定時株主総会招集ご通知 (20ページおよび40ページから45ページ) に記載のとおりである。
(http://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html)

[原則4－11－3 取締役会全体の実効性に係る分析･評価]
監査等委員会設置会社への移行初年度であることから，代表取締役社長執行役員への権限委譲の範囲の拡大による意思決定の迅速化等を中心に移行の効果を検証するとともに，取締役会の実効性評価を行った。
具体的には，各取締役へのアンケートを行い，その結果等について「代表取締役と監査等委員会との意見交換会」において話し合い，取締役会において内容を共有した。
その結果，意思決定の迅速化や社外取締役の適切な関与による取締役会の監督機能の向上などにおいて一定の成果が見られることを確認した。また，監査等委員会での議論が取締役会での建設的な議論につながるなど，当社の取締役会は全体として有効に機能しているとの評価が得られた。
なお，アンケートと話し合いにおいて，取締役会での説明の充実を求める意見もあったため，取締役会資料の記載の充実等に努めていくことを確認した。

[原則4－14－2 取締役に対するトレーニングの方針]
･取締役は，就任時の外部セミナーへの参加に加え，就任後も，必要に応じて，外部セミナー･講演会等に参加することにより必要な知識を継続的に習得していくほか，各種経済団体や日本監査役協会等における他企業の経営者･監査役等との交流を通じて，その知見を高める。
･会社は，取締役に対し，こうした機会の提供や費用負担等を行い，その職責を十分に果たすべく支援を行う。

[原則5－1 株主との対話促進に向けた体制整備･取組に関する方針]
株主との対話に関する方針については，当社ホームページにおいて公表している。
(http://www.energia.co.jp/ir/ir/kihon.html)
なお，株主との対話全般を統括する経営陣幹部または取締役として，コンプライアンス推進部門長を指定している。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社	40,405,160	10.89
山口県	34,004,957	9.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	23,564,507	6.35
日本生命保険相互会社	14,912,762	4.02
中国電力株式投資会	7,327,861	1.97
株式会社広島銀行	5,842,333	1.57
株式会社山陰合同銀行	5,547,344	1.50
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,067,484	1.10
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,288,318	0.89
資金管理サービス信託銀行株式会社	3,283,200	0.88

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

平成29年3月31日現在の情報である。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　浩章	他の会社の出身者								△			○
内山田　邦夫	その他											
野曽原　悦子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　浩章	○	○	・田村浩章氏は，宇部興産株式会社の出身であり（平成26年6月27日付で取締役会長を退任），現在同社の顧問である。 当社は，同社との間に電力購入等の取引関係があり，その取引額は同社の平成29年3月期における売上高の約5％である。 ・同氏は平成29年5月24日まで山口県経営者協会の会長であった。 同会との取引については，当社が定める軽微基準に基づき，概要の記載を省略している。	・宇部興産（株）をはじめとする社外での豊富な経営経験を活かし，取締役会において有益なご意見をいただいており，経営の監督に重要な役割を果たしている。今後，経営の監査・監督を公正・的確に遂行していくことを期待し，社外取締役として選任している。 ・独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず，一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから，独立役員として指定している。

内山田　邦夫	○	○	―――	・社外での豊富な経験およびリスク管理等に関する専門的な識見を活かした公正・的確な監査・監督が期待できることから社外取締役として選任している。 ・独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず，一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから，独立役員として指定している。
野曽原　悦子	○	○	―――	・弁護士としての豊富な経験と実績を活かし，客観的で公正・中立な立場から的確な監査をしているほか，専門的な立場から業務執行に対する有益なご意見をいただいており，今後も経営の監査・監督を公正・的確に遂行していくことを期待し，社外取締役として選任している。 ・独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず，一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから，独立役員として指定している。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当該使用人については，取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず，また，人事に関する事項については，監査等委員会の同意を得たうえで行っている。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会，会計監査人である有限責任あずさ監査法人および内部監査部門は，監査で得た情報について三者間でそれぞれ情報交換を行い，相互連携を図っている。
・監査等委員会は，会計監査人からの監査計画や監査結果の聴取，定期的な意見交換の実施などにより，互いに緊密な連携を保っている。
・監査等委員会と内部監査部門は，監査方針・計画と内部監査計画を相互に交換するなど，適宜情報の共有化や意見交換を行っている。
・監査等委員会は，年2回以上，内部監査部門から，内部監査部門が行った監査の状況および結果（グループ企業に対する監査も含む）を聴取している。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置し，取締役の選任･解任に関する事項および取締役の報酬に関する事項等に係る決定プロセスの客観性･透明性を高めている。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は，独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定している。

〔社外取締役の独立性判断基準〕
当社における社外取締役の独立性は，次の(1)から(5)までに掲げる者のいずれにも該当しないことをもって判断する。
(1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント，会計専門家または法律専門家（当該報酬を得ている者が法人，組合等の団体である場合は，当該団体に所属する者をいう。）
(4) 最近において上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者
(5) 次のいずれかに掲げる者の二親等内の親族
a．上記(1)から(4)のいずれかに該当する者
b．当社の子会社の業務執行者または業務執行者ではない取締役
c．最近において上記b．または当社の業務執行者に該当していた者

〔「独立役員の属性情報」の記載省略に関する軽微基準〕
独立役員（出身先を含む）との取引および寄付について，その規模･性質から株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれのないものと判断される場合は，記載を省略している。
･電気の需給契約等に基づく取引
･取引額（寄付を含む）が，当社および取引先の売上高の1％未満のもの，または100万円未満のもの

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与の総額を年額1億2,000万円以内とし，その範囲内で会社業績目標の達成度合いに応じて具体的金額を決定し，各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度に係る当社の役員報酬等の内容は，次のとおりである。

(1) 監査等委員会設置会社移行前（平成28年4月1日から第92回定時株主総会（平成28年6月28日）終結の時まで）

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		月額報酬	賞与	
取締役（社外取締役を除く。）	137百万円	137百万円	―	14名
監査役（社外監査役を除く。）	16百万円	16百万円	―	2名
社外役員	8百万円	8百万円	―	4名

(2) 監査等委員会設置会社移行後 (第92回定時株主総会 (平成28年6月28日) 終結の時から平成29年3月31日まで)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		月額報酬	賞与	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (社外取締役を除く。)	343百万円	343百万円	―	11名
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	27百万円	27百万円	―	1名
社外取締役	18百万円	18百万円	―	3名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(取締役の報酬決定に関する方針・手続)
○方針
取締役 (監査等委員である取締役を含む。) の報酬は, 以下の方針により決定する。
・株主総会において承認された総額の範囲内で, 経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。
・株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく, 短期的な業績に加え, 中長期的な業績も考慮する。
・基本報酬である月額報酬は, 当社の経営環境や業績の状況, 各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。
・取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬は, 会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため, 当社の経営環境・業績を踏まえ, 月額報酬とは別に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

(株主総会において承認された報酬・賞与の総額)
≪取締役 (監査等委員である取締役を除く。) ≫
月額報酬 月額4,500万円以内
賞　　与 取締役の業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため, 月額報酬とは別に, 年額1億2,000万円以内で取締役に賞与を支給できることとし, その範囲内で, 会社業績に応じた具体的金額を取締役会で決定する。
具体的には, 賞与総額について会社業績目標を達成した場合の基準額を定め, 目標の達成度合いに応じて具体的金額を決定したうえで, 各取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に配分する。
≪監査等委員である取締役≫
月額報酬 月額1,000万円以内

○手続
・取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬に関する事項は, 社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
・監査等委員である取締役の報酬に関する事項は, 監査等委員会において決定する。

【社外取締役のサポート体制】

・社外取締役 (監査等委員である取締役に全員該当) に対し, 取締役会資料および監査等委員会資料を事前に送付し, 議案について検討したうえで会議に臨むことができるようにしている。また, 会議に欠席の場合は議事録等をもとに審議内容および審議結果を報告している。
・上記に加え, 監査・監督に必要・有益な情報や報道発表資料等の提供, 当社主要施設の視察機会を設けるなど, 社外取締役が適切にその役割・責務を果たすために必要な支援を適宜行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行に関する事項)
・取締役会は通常月1回開催し, 経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに, 業務執行報告等を通じて取締役の職務執行を監督している。また, 経営陣との間に利害関係を有さない独立した社外取締役3名を選任し, 経営の客観性および透明性の向上を図っている。
・社長執行役員, 事業本部長および部門長等を構成員とする経営会議を原則として毎週開催し, 取締役会に付議する事項を含め, 経営上の重要な事項について十分な審議を行っている。
・取締役会から委嘱された業務を執行する執行役員制を導入し, 経営の効率化および執行責任の明確化を図っている。
・取締役会の諮問機関として, 会長を委員長とし, 社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置しており, 原則として年4回コンプライアンスに関する重要事項を議論している。

(監査等に関する事項)
・監査等委員会は, 社外取締役3名 (うち女性1名) を含む4名の監査等委員である取締役により構成されており, 監査等委員会が定めた監査の方針・計画に従い, 経営会議その他の重要な会議への出席, 取締役等からの業務執行状況の聴取, 重要な決裁書類等の閲覧, 本店および事業所の業務や財産の状況調査, グループ企業からの報告聴取等により, 取締役の職務執行状況等について, 厳正な監査を実施するとともに, 定期的に開催される代表取締役との会合等において意見交換している。
また, 監査等委員会は, 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の選任等・報酬等についての株主総会における意見陳述権を通じて, 業務執行者に対する監督機能を担っており, 当該意見の形成にあたり, 指名委員会・報酬委員会における審議が適切であるかを確認している。
なお, 監査等委員会の業務を実務的に補佐するため, 監査等委員会直属のスタッフ9名 (平成29年6月末現在) を配置している。
・会計監査は, 有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任し, 平成28年度の会計監査については, 同監査法人の業務執行社員 (指定有限責任社員) である公認会計士小松原浩平, 前田貴史, 福田真也の3名のほか, 公認会計士5名, その他5名により, 一般に公正妥当と認められる監査基準による適正な監査を行った。業務執行社員の継続監査年数はいずれも7年以内である。
・内部監査部門である考査部門は, 業務執行ラインから独立した組織として, 当社およびグループ企業の内部監査を実施し, 内部統制システムの適切性・有効性を検証するとともに改善提言を行っている。

〔取締役候補者の指名に関する方針・手続〕
○方針
取締役候補者（監査等委員である取締役の候補者を含む。）等の選定は，以下の方針により行う。
・取締役候補者（監査等委員である取締役の候補者を含む。）は，中国電力グループ全体の発展と経営の高度化に向け，的確かつ戦略的な方向付けを行い，かつ経営の監督強化に寄与することができる者を取締役会のバランス・規模等に関する考え方を踏まえ選定する。
・役付執行役員は，業務執行部門の一員としてのみならず，経営者としての視点を持ち，迅速かつ果断に経営諸課題に対応していくことができる者を選定する。
○手続
・取締役候補者（監査等委員である取締役の候補者を除く。）は，社外取締役を構成員に含む指名委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
・監査等委員である取締役の候補者は，監査等委員会の同意を得たうえで取締役会において決定する。

〔責任限定契約に関する事項〕
当社は，会社法第427条第1項および定款の規定により，非業務執行取締役との間で，同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結している。
なお，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としている。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・電力の小売全面自由化をはじめ当社を取り巻く経営環境が大きく変化する中，その変化に対してより一層柔軟かつ迅速に対応できる体制を構築することが必要であると考え，迅速・果断な意思決定を可能とするとともに，さらなる経営の透明性・公正性の向上および監督機能の強化を図ることができるよう，監査等委員会設置会社の形態を採用している。
・経営の客観性および透明性の向上を目的として，社外取締役を選任している。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年６月28日開催の第93回定時株主総会の招集通知については，６月７日に発送した。
集中日を回避した株主総会の設定	第93回定時株主総会は，平成29年６月28日に開催した。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用により議決権を行使することができる。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年６月の定時株主総会から，株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知（要約）の英文での提供	平成29年６月の定時株主総会から，議決権電子行使プラットフォームに狭義の招集通知と株主総会参考書類を英文で掲載している。
その他	株主総会における事業報告等においては，ビデオを活用するなど，株主のみなさまにわかりやすい丁寧な説明を行っている。 また，株主のみなさまが総会議案の検討時間をより確保いただけるよう，招集通知の発送前の平成29年５月30日に当社ホームページおよびＴＤnetにおいて，招集通知等を開示した。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	株主･投資家のみなさまのより一層のご理解と信頼の獲得を目指し，「IR基本方針」を策定･公表している。	
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	以下のとおり会社説明会を開催した。 ◯平成28年度 ･平成27年度決算会社説明会（H28.5.11） ･平成28年度第２四半期決算会社説明会（H28.11.8） ◯平成29年度 ･平成28年度決算会社説明会（H29.5.11）	あり
IR資料のホームページ掲載	経営者メッセージや財務情報･IRツール，株式･株主情報などを掲載している。また，個人投資家のみなさまへ当社の取り組みをわかりやすく説明している。 http://www.energia.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部門　（IRグループ）	
その他	IR活動を通じて，当社を取り巻く経営環境や財務の状況，将来に向けた経営戦略等に関する情報を，適時･的確に提供するとともに，双方向コミュニケーションの充実を図っている。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ全体におけるＣＳＲの位置付けと取り組みの方向性およびグループの役員･社員の行動原則について定めた「エネルギアグループＣＳＲ行動憲章」（平成18年３月制定･公表）において，当社グループの事業基盤は，ステークホルダーからの信頼であるという考え方を明記している。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「エネルギアグループＣＳＲ行動憲章」に定めた行動原則に基づき，安全確保や人権尊重，コンプライアンスの推進といったＣＳＲのベースとなる取り組みのほか，お客さま本位の徹底，環境問題への積極的な取り組み，地域社会発展への貢献，社会とのコミュニケーションの充実，そして，活力ある企業風土づくりなど，多岐にわたるＣＳＲの取り組みを実践している。また，それぞれの活動内容については，当社ホームページ「エネルギアグループのＣＳＲの取り組み」（http://www.energia.co.jp/corp/active/csr/index.html）等において公表している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「エネルギアグループＣＳＲ行動憲章」において，「社会とのコミュニケーションの充実」を当社グループの行動原則の一つとして規定している。
その他	【女性が活躍できる職場づくり】 ・多様な個性・知見を有する社員の力を結集し，組織力を高めるための重要な取り組みの一つとして，女性社員のより一層の活躍推進に取り組んでいる。 ・これまで，育児や介護を行うための休職制度や短時間勤務制度，深夜勤務免除措置，子の看護のための休務など，仕事と家庭の両立を支援する制度などを充実させるとともに，適性や育成計画に基づいて幅広く業務を付与し，女性社員の能力発揮の促進に取り組んでいる。 ・女性の管理職（医師を除く）は，平成29年３月末現在で163名である。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は，内部統制システムに関する基本的な考え方として，次の「業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針」を定め，この体制に掲げる内部統制システムを整備し，運用している。

［基本的な考え方］
〔業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針〕（H18.4.28制定，H28.6.28改定）
当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，中国電力グループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

1．当社の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役会は通常月1回開催し，経営の基本方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，職務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて職務執行の状況について，取締役会への報告を求める。
(2) 取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議するため，経営会議を原則として毎週開催する。
(3) 執行役員に業務執行を担わせることにより，取締役会の意思決定および監督機能の強化，ならびに業務執行の効率化を図る。
(4) 中国電力グループのＣＳＲ行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役および執行役員がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。
(5) 取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役，執行役員および使用人に対する教育等を行う。
(6) 法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外（弁護士事務所）に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。
(7) 各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。
(8) 財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。
(9) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。
(10) 業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

2．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。
(2) リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長執行役員を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
(3) 非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

3．当社の取締役および執行役員の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制
取締役および執行役員の職務執行に係る文書(電子文書を含む。)等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

4．当社の取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営の基本方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。
(2) 適切に組織(組織機構・業務分掌・職務権限)・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ企業の取締役，執行役員および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役および執行役員の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
a．グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
b．グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
c．当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
d．当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。
(2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
(3) グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a．グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。
b．上記a．以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および監査等委員会から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令外の組織として，監査等委員会の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査等委員会の同意を得たうえで行う。

7．当社の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
a．監査等委員会は，経営会議や企業倫理委員会等の重要会議に監査等委員を出席させることができる。
b．取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会への報告事項に該当する事実が発生した場合または

発生が見込まれる場合には，速やかに報告を行う。
(2) グループ企業の取締役，執行役員，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
　グループ企業の取締役および執行役員の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，遅滞なく当社の監査等委員会に報告を行う。
(3) 当社の監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社の監査等委員会に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

8．当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員が職務執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査等委員の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

9．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 代表取締役は，監査等委員会との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。
(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。），執行役員および使用人は，監査等委員会が選定する監査等委員から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査等委員会に内部監査結果を適宜報告するなど，監査の実効性を高めるため，監査等委員会との連携を図る。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

【整備状況】
　上記の基本方針に基づく体制整備は終了しており，引き続き，その維持・向上に努めている。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社の行動規範である「中国電力企業倫理綱領」に市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する旨を定め，総括担当箇所を設けるとともに，外部専門機関との連携を図るなど，諸体制を整備し，全社でこれに取り組んでいる。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]
当社は，迅速，正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するため，社内規程である「証券取引所における会社情報の適時開示に係る取扱いについて」において，会社情報の適時開示の基準および社内手続等を定め，迅速，正確かつ公平な会社情報の開示に努めることにより，公正，透明な事業運営を図り，企業の社会的責任を果たすこととしている。
このほか，当社では，「中国電力企業倫理綱領」をはじめ，「IR基本方針」，「情報管理基本方針」等においても，迅速かつ的確な情報開示を積極的に行うことが，公正，透明な事業運営に不可欠である旨を定め，情報開示に関する社員の意識の醸成を図るとともに，開示手続き等に遺漏がないよう徹底を図っている。
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について，具体的には以下のとおり。

(会社情報の管理等)
事業本部長，部門長，支社長および病院長等を，所管業務の情報管理について責任を負う「情報管理責任者」に定めている。「情報管理責任者」は，所管業務に関し，その情報を適切に把握･管理するとともに，情報管理に必要な対応策，所属員への指示･指導等を行うこととしている。
また，コンプライアンス推進部門長を，適時開示情報に関し証券取引所との連絡窓口となる「情報取扱責任者」に定めている。

(子会社等の情報)
子会社等に関する情報については，グループ経営推進部門長を窓口として把握することとしている。グループ経営推進部門長は，各「情報管理責任者」と連携をとりながら，子会社等に対し，子会社等において適時開示情報に該当する情報が生じた場合には，直ちにグループ経営推進部門長へ報告させるものとしている。

(会社情報の開示)
「情報管理責任者」は，適時開示情報に該当する情報が生じた場合には，速やかに「情報取扱責任者」に通知するとともに，開示のために必要となる資料等を提供するものとし，「情報取扱責任者」が適時開示の内容･日時等を「情報管理責任者」と協議のうえ，適時開示の実施を決定する。この開示手続きについては，原則として，TDnetを利用して行う。
また，証券取引所への適時開示のほか，報道機関に対しても，必要に応じ別途公開することとしている。

(内部監査体制)
業務ラインとは独立した組織として，当社およびグループ企業の内部監査を行う考査部門を設け，内部統制の評価を中心としてモニタリングを実施している。
また，当社では，課･グループ単位の長が自らの管理状況を振り返る自己点検制度を導入しており，考査部門においてもその実施結果をレビューしている。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）

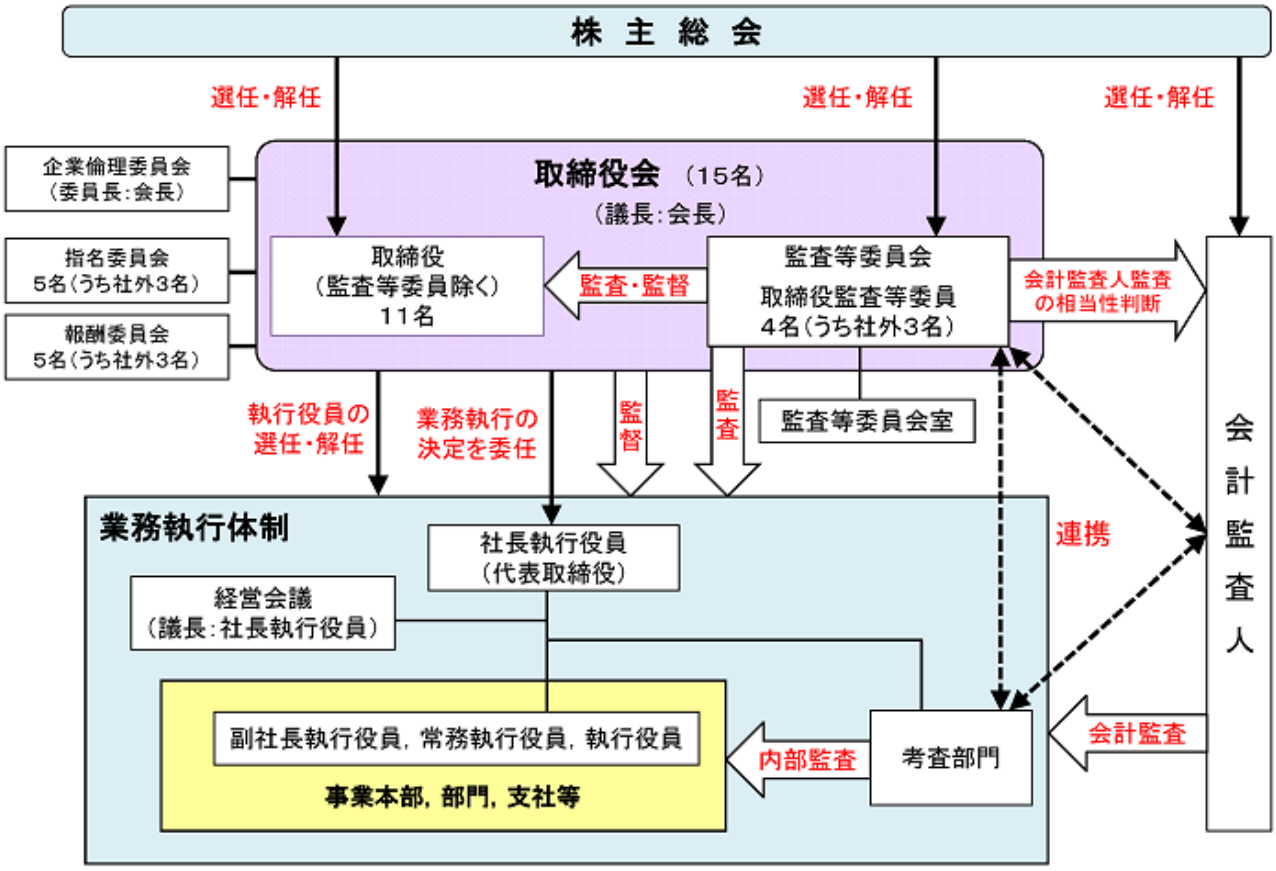

適時開示体制の概要（模式図）

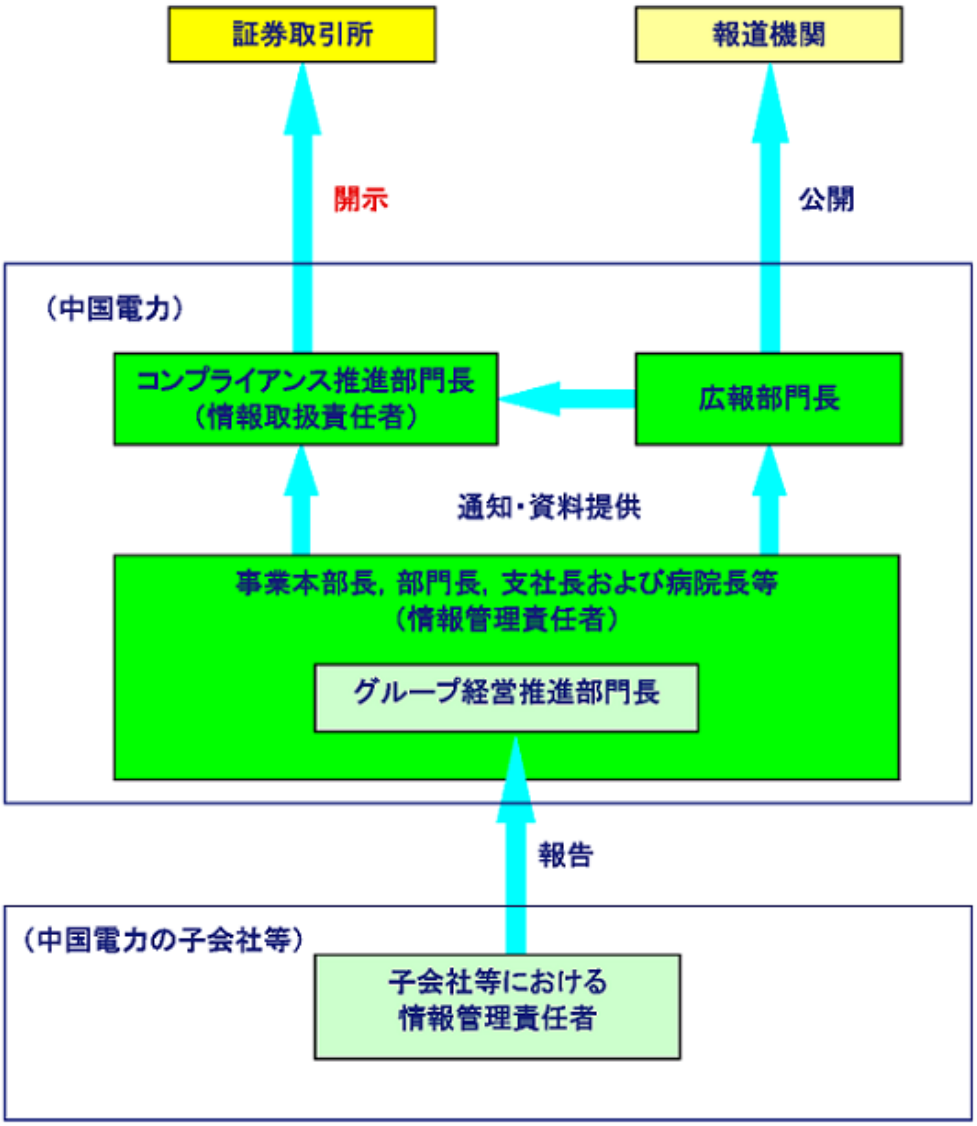

※考査部門が，子会社等を含めた業務執行全般に係る内部統制について内部監査を実施。